

岡崎市文化活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市を拠点とし、文化活動を行う団体（以下「団体」という。）の事業に対し、その団体の育成を図り、地方文化の振興に資することを目的とし、その経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市は、予算の範囲内において岡崎市文化活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号（以下「規則」という。））の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 第1条に規定する団体の事業は、市の文化振興に寄与する事業であると市長が認めた事業（以下「補助対象事業」という。）とする。補助金は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について交付する。ただし、国庫支出金、県支出金又は他の市費補助金の交付の対象となる事業は除く。

2 補助対象事業、補助対象経費、補助金の額等は、別表のとおりとする。

3 補助対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条の規定による市費補助金交付申請書を市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び収支予算書、その他必要な資料を添付するものとする。

(交付の決定等の通知)

第6条 市長は、前条に規定する市費補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及び補助金の額を決定し、補助事業者に対しその旨を書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、事業内容の変更を承認したときは、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付決定後において、やむを得ない事情により事業を中止しようとするときは、速やかに事業中止承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、事業の中止を承認したときは、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定による市費補助事業実績報告書に事業報告書及び決算報告書、その他必要な資料を添付し、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条に基づき通知するものとする。

(支払い)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするとき、請求書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による概算払いを受けた補助事業者は、補助金の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

岡崎市文化活動事業費補助金交付要綱（別表）

趣旨	この別表は、岡崎市文化活動事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項における補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。
補助対象団体	市内に活動の拠点を置く（１）～（４）の要件を有する団体であり、（５）に掲げる団体を除く。 （１） 一定の規約を有する団体であること （２） 代表者及び所在地が明らかな団体であること （３） 会計経理が明確な団体であること （４） ３年以上継続して団体活動の実績を有する団体であること （５） 政治団体・宗教団体又は営利団体、芸術文化事業の鑑賞のみを目的とする団体、学校・企業又は事業所内の芸術文化活動、主たる活動が芸術文化活動以外の団体
補助対象事業	芸術文化に関し研鑽を積んだ団体活動の場であり、（１）～（６）の要件を満たすものとする。 （１） 岡崎市内で実施されるもの （２） 広く一般市民を対象とし、参加が見込まれるもの （３） 営利を目的としないもの （４） 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないもの （５） 入場料が無料又は社会通念上低廉であるもの （６） カルチャーセンター、個人教授所が行う稽古ごと、習いごと等の発表会、おさらい会でないもの
経費	【補助対象経費】 ・会場使用料 ・出演料 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・看板製作費 ・賃金 ・消耗品費 ・著作権使用料 ・音響照明費 ・調律費 ・舞台設営費 ・指導者謝金 ・交通費 ・小道具製作費 ・衣装製作費 ・手数料 ・駐車場整理費 ・広報費 ・その他市長が認めるもの 【補助対象外経費】 ・団体運営及び事業に関連して開催する懇親会経費等 【補助対象経費から控除する経費】 ・事業実施に伴う入場料 ・その他の収入（広告料、協賛金等）

補助金の額	補助対象経費から事業に伴う収入を控除した額の 2 分の 1 を限度額として、市長が定めた額とする（千円未満切り捨て）。
-------	---